

➤母子生活支援施設の現状

- ・令和6年度当初の認可定員の合計に対する入所率は約7割であり、暫定定員となっている施設も多い。
- ・利用期間を2年間としている施設（自治体）が多いが、利用期間の制限を設けない施設（自治体）も増加している。
- ・約8割の施設が広域入所を受け入れており、区域を限定せず受け入れる施設も増加している。
- ・入所中の母の約4割、子の約2割が何らかの障害等を有しており、割合としては増加傾向にある。
- ・緊急一時保護やショートステイなどの事業を区市から受託している施設が増加している。
- ・専門的な業務を行う職員等を配置する施設が増加している。

➤第4期計画策定以降の国の動き

- ・令和4年改正児童福祉法において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われた。
- ・令和6年3月、新たな「都道府県社会的養育推進計画策定要領」が示され、都道府県は母子生活支援施設の体制整備や活用促進を行うこととされた。

第5期計画策定に向けた課題

- インケアの更なる充実に向けて、職員の確保・定着や、専門性の向上に取り組んでいく必要がある。
- 広域利用の促進や入所率向上のための働きかけを継続して行う必要がある。
- ひとり親福祉のための資源としてのみならず、地域の子育て支援の資源として、施設の多機能化を進めるとともに、区市町村に対して幅広く活用を促していく必要がある。